

昼の家 セカンドライフ 運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社 敬愛が開設する『昼の家 セカンドライフ』（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護事業は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の指定地域密着型通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業所の介護予防通所サービスの従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 指定地域密着型通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、自らその提供する指定地域密着型通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 事業所の実施にあたっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 昼の家 セカンドライフ
- 二 所在地 津山市上河原234-3

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤1人）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて1名以上
生活相談員は利用者又はその家族との相談の上、指定地域密着型通所介護計画書・指定介護

予防通所介護計画書の作成と実施に責任を持ち、サービスの提供方法等について十分な説明を行い、記録する。

三 介護職員 営業日ごとに1名以上

介護職員は、指定地域密着型通所介護計画書・指定介護予防通所介護計画書を生活相談員と共に作成し、指定地域密着型通所介護計画書・指定介護予防通所介護計画書に沿って、利用者に必要な介護を行う。又、記録する。

四 機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上

機能訓練指導員は看護師、准看護師、柔道整復師又は、介護職員が兼務し、利用者に必要な機能訓練を行う。又、記録する。

五 調理員 1名以上

生活相談員、介護職員及び機能訓練指導員、指定地域密着型通所介護事業の提供に当たる。

六 看護職員 営業日ごとに1名以上

利用者に必要な健康管理を行う。又記録する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 8時00分から17時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 9時00分から16時15分までとする。
- 四 サービス提供時間延長の場合は19時15分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は15名とする。

(指定地域密着型通所介護事業の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - ア 排泄の誘導・介助
 - イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
 - ウ 養護（休養）
- 二 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事的活動
 - エ 体操
 - オ 筋力向上訓練
- 三 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。
- 四 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。
- 五 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。

- 六 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料その他の費用の額）

第8条

- 1 指定地域密着型通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。なお、平成27年8月以降に提供した法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに20円。
 - 二 食費として、1日あたり600円。
但し、事業所外の給食サービスを利用した場合は実費とする。
 - 三 おむつ代として、その実費。
 - 四 その他指定地域密着型指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必用となる物に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、津山市（旧津山市・旧勝北町）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第10条 利用者は、指定地域密着型通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事に留意するものとする。
- 一 他の利用者が適切な指定地域密着型通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
 - 二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
 - 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時等における対応方法）

第11条 事業所の従業者は、現に指定地域密着型通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等

の対策の万全を期すものとする。

- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う又、災害への対応においては地域との連携が不可欠であることから、地域住民参加・協力のもとでの訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第 13 条 事業所は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2 回

- 2 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策を講ずる。
- 5 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社 敬愛と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（運営推進会議）

第 14 条 6 か月に一度運営推進会議を開き、利用者、地域の代表者、利用者家族、市役所職員に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 15 条 事業所は虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、委員会を定期的に開催しその結果について従業員に周知徹底を図るとともに、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

附 則

この規程は、平成25年 6月 3日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から改定施行する。（第8条の1）

この規程は、平成28年 4月 1日から改定施行する。（第9条）（第14条）

この規定は、「通所介護」の部分を平成28年4月1日から「指定地域密着型通所介護」に変更する。（1条・2条・4条・7条・8条・10条・11条・）

この規程は、平成29年 4月 1日から改定施行する。（第1条・第2条の2変更）

この規程は、平成30年 4月 1日から改定施行する。（第1条・第2条の2の変更）

この規程は、令和3年 4月 1日から改定施行する。（第2条5追加）（第12条4の末尾に又、災害・・を追加）（第13条の4追加・4を5に変更・5を6に変更）（第15条追加）

この規程は、令和3年 9月 1日から改定施行する。（第5条の二・三変更）

この規定は、令和4年 11月 1日から改定施行する。（第4条の六追加・第6条変更）

この規程は、令和6年 4月 1日から改定施行する。（第5条の四追加）